

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案（案） 1

目次

第1部	民事訴訟法の見直し	3
第1	インターネットを用いてする申立て等（訴え提起、準備書面の提出）等	3
1	インターネットを用いてする申立て等	3
2	書面等による申立て等に係る電子化（訴訟記録の電子化）	4
3	インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合	4
4	訴えの提起の手数料の納付命令及び原裁判所による即時抗告の却下	5
第2	送達	6
1	電磁的記録の送達	6
2	公示送達	7
第3	送付	7
第4	口頭弁論等	7
1	口頭弁論の期日	7
2	準備書面の提出期間	8
第5	新たな訴訟手続【P】	8
第6	争点整理手続等	8
1	弁論準備手続	8
2	書面による準備手続	9
3	審尋	9
4	専門委員制度	10
第7	電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べ	10
1	電磁的記録に係る証拠調べの申出	10
2	電磁的記録提出命令及び電磁的記録送付の嘱託等	10
3	その他	11
第8	証人尋問等	11
1	証人尋問	11
2	通訳人	11
3	参考人等の審尋	11
第9	その他の証拠調べ手続	12
1	鑑定	12

2	検証.....	12
3	裁判所外における証拠調べ.....	12
第10	訴訟の終了.....	12
1	判決.....	12
2	和解.....	13
第11	訴訟記録の閲覧等.....	14
1	訴訟記録の閲覧等.....	14
2	秘密保護のための閲覧等の制限.....	14
3	補助参加人の訴訟行為等.....	15
第12	再審、手形訴訟.....	15
1	再審の事由.....	15
2	手形訴訟における証拠調べの制限.....	15
第13	簡易裁判所の訴訟手続に関する特則.....	15
第14	費用額確定処分の申立ての期限.....	16
第15	書記官事務の見直し.....	16
1	担保取消しと書記官権限.....	16
2	電子調書の更正.....	16
第16	被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度【P】.....	17
第2部	民事訴訟費用等に関する法律の見直し.....	18
第1	手数料の電子納付への一本化.....	18
第2	郵便費用の手数料への一本化.....	18
第3	過納手数料の還付等の書記官権限化.....	18
第3部	その他.....	19

第1部 民事訴訟法の見直し

第1 インターネットを用いてする申立て等（訴え提起、準備書面の提出）等

1 インターネットを用いてする申立て等

電子情報処理組織を使用する方法による申立て等に関して、法第132条の10の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもってするものとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- (2) (1)の電子情報処理組織を使用する方法によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- (3) (1)の電子情報処理組織を使用する方法によりされた申立て等は、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- (4) (1)の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

(注1) 電子情報処理組織を使用する方法により裁判所の使用に係る電子計算機に記録することができるファイル形式及びファイル容量については、技術の進展に応じて適切な規律を最高裁判所規則等に定めるものとする。

(注2) 裁判所は、必要と認める場合において、当事者が電子情報処理組織を用いて裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録したものに係るファイル形式と異なる他のファイル形式の電磁的記録（音声情報に変換可能な情報を有する電磁的記録を含む。）を有しているときは、その者に対し、当該他のファイル形式の電磁的記録を提供することを求めることができる旨の規律を最高裁判所規則に設けるものとする。

2 書面等による申立て等に係る電子化（訴訟記録の電子化）

書面等による申立て等に係る電子化に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

裁判所に対する申立て等が書面等により行われたとき（電子情報処理組織を利用する方法によりしなければならないときを除く。）は、裁判所は、当該書面等に記載された事項を、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、記録することにつき困難な事情があるときはこの限りでない。

3 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合

電子情報処理組織を使用する方法により申立て等をしなければならない場合に関して、次のような規律を設けるものとする。

(1) 次に掲げる者は、申立て等をするときは、電子情報処理組織を使用する方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭ですることができる申立て等について口頭でするときは、この限りでない。

ア 訴訟代理人のうち委任によるもの（法第54条第1項ただし書の規定による裁判所の許可を得て訴訟代理人となったものを除く。）

イ 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第2条、第5条第1項、第6条第2項、第6条の2第4項、同条第5項、第6条の3第4項、同条第5項又は第7条第3項の規定により指定された者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により委任を受けた職員

【エ アからウまでの者を選任し、指定し又は委任している者】

(2) 電子情報処理組織を用いた申立て等によらなければならない者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合は、書面等を提出する方法によって申立て等を行うことができるものとする。

(3) 第97条第1項を次のように改めるものとする。

当事者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後一週間以内に限り、不変期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、

二月とする。

(4)ア (1)アからウまでに掲げる者は、電子情報処理組織を使用する方法により送達を受ける旨の届出をしなければならない。

【イ (1)アからウまでに掲げる者に対する電磁的記録の送達は、その者が上記届出をしない場合であっても、電子情報処理組織を使用する方法によりすることができる。この場合においては、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに送達すべき電磁的記録に記録された事項を記録すれば足り、その者に対し通知を発することを要しない。】

(注) 申立て等を電子情報処理組織を使用する方法によりすることができる者は、申立て等を電子情報処理組織を使用する方法によりするものとする旨の規律を(最高裁判所規則に)設けるものとする。

4 訴えの提起の手数料の納付命令及び原裁判所による即時抗告の却下

裁判所書記官による訴えの提起の手数料の納付命令及び原裁判所による訴状却下命令に対する即時抗告の却下に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 費用法の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に納付すべきことを命ずる処分をしなければならない。
- (2) (1)の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- (3) (1)の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から、一週間の不変期間内にしなければならない。
- (4) (3)の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。
- (5) 裁判所は、(3)の異議の申立てがあつた場合において、(1)の処分において納付を命じた額を超える額の訴えの提起の手数料を納付すべきと認めるときは、相当の期間を定め、その期間内に当該額を納付すべきことを命じなければならない。
- (6) (1)又は(5)の場合において、原告が納付を命じられた手数料を納付しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。
- (7) (6)の命令に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、即時抗告をした者が、その者において相当と認める訴訟の目的の価額に応じて算出される費用法の規定による訴えの提起の手数料を納付しないときは、この限りでない。
- (8) (7)のただし書の場合には、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

(9) (8)の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第2 送達

1 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

(1) 出力書面による送達

電磁的記録の送達は、この法律に特別の定めがある場合を除き、法第99条から第108条までの規定により、送達すべき電磁的記録に記録された事項の内容を出力することにより作成した書面をもってする。

(2) 電子情報処理組織による送達

ア (1)にかかわらず、送達を受けるべき者が受訴裁判所に対し最高裁判所規則で定めるところにより電子情報処理組織を使用する方法により送達を受ける旨の届出をしている場合には、電磁的記録の送達は、送達を受けるべき者に対し、電子情報処理組織を使用して当該電磁的記録に記録された事項の提供を受けることができる状態に置き、その旨の通知を発する方法によりすることができる。

イ アの届出をする場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、電子メールアドレス等（電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報をいう。ウにおいて同じ。）であって、最高裁判所規則で定めるものを届け出なければならない。

【送達受取人 P】

ウ アの通知は、イにより届け出られた電子メールアドレス等に宛てて発するものとする。

エ アによる送達は、次に掲げる時のいずれか早い時に、その効力を生ずる。

(ア) 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録された事項を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧をした時

(イ) 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録された事項をその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録した時

(ウ) 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録の閲覧等をする前にその者に通知が発せられた日から1週間が経過した時

オ 送達を受けるべき者が【やむを得ない事由 / その責めに帰することのできない事由】によりエ（ア）の閲覧又はエ（イ）の記録をすることができない期間は、エ（ウ）の期間に算入しない。

2 公示送達

法第111条を次のように改めるものとする。

(1) 公示送達は、不特定多数の者が電子情報処理組織を使用して公示すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって最高裁判所規則で定めるものをとるとともに、公示すべき内容を裁判所の掲示場に掲示し、又は最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所に設置した電子計算機を使用して公示すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置いてする。

(2) (1)の公示すべき内容は、次の各号に掲げる公示送達についてそれぞれ当該各号に定める事項とする。

ア 書類の公示送達 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと

イ 電磁的記録の公示送達 裁判所書記官が、いつでも送達を受けるべき者が電子情報処理組織を使用して送達すべき電磁的記録に記録された事項の提供を受けることができる状態に置き、又は当該電磁的記録に記録された事項の内容を出力することにより作成した書面をいつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと

第3 送付

法第161条第3項を次のように改めるものとする。

相手方が在廷していない口頭弁論においては、準備書面（相手方に送達されたもの、相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出されたもの又は相手方にその準備書面に記載された事項の確認の機会が与えられたものとして最高裁判所規則で定めるものに限る。）に記載した事実でなければ、主張することができない。

(注) 最高裁判所規則において、当事者の相手方に対する直接の送付の方法として、当事者が裁判所のシステムに送付すべき電磁的記録をアップロードし、相手方にその旨の通知を自動的に発する方法が定められること、このような方法により送付された準備書面であって、相手方が閲覧又はダウンロードをしたもの及び通知の発出から1週間が経過したものについて、相手方が在廷していない口頭弁論においてその記載内容を主張することができる旨定められることを想定している。

第4 口頭弁論等

1 口頭弁論の期日

(1) 映像と音声の送受信による通話の方法（ウェブ会議等）による口頭弁論

映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論に関するものとして、次のような規律を設けるものとする。

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

(2) 期日の指定及び変更

法第93条第1項の規律を次のように改めるものとする。

期日の指定及び変更は、申立てにより又は職権で、裁判長が行う。

2 準備書の提出期間

法第162条に次のような規律を加えるものとする。

同条の規定により定めた期間の経過後に準備書の提出又は証拠の申出をする当事者は、裁判所に対し、その期間を遵守することができなかつた理由を説明しなければならない。

第5 新たな訴訟手続【P】

第6 争点整理手続等

1 弁論準備手続

(1) 弁論準備手続における訴訟行為等

法第186条、第205条、第215条、第218条に、口頭弁論の期日において、当事者に対し、調査嘱託の結果、尋問に代わる書面、鑑定人の意見を記載した書面及び鑑定嘱託の結果（以下「調査嘱託の結果等」という。）を提示しなければならない旨の規律を設けた上で、法第170条第2項を次のように改めるものとする。

裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判、文書（第231条に規定する物件を含む。）の証拠調べ及び調査嘱託の結果等の提示をすることができる。

(2) 電話会議等による弁論準備手続

法第170条第3項を次のように改めるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通

話をすることができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。

2 書面による準備手続

(1) 法第176条を次のように改めるものとする。

ア 同条第1項を次のように改める。

裁判長は、法第162条に規定する期間を定めなければならない。

イ 同条第2項を削除する。

ウ 同条第3項を次のように改める。

裁判所は、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

エ 同条第4項を次のように改める。

法第149条〈釈明権〉、法第150条〈訴訟指揮等に対する異議〉及び法第165条第2項〈要約書面の提出〉の規定は、書面による準備手続について準用する。

(2) 受命裁判官による書面による準備手続に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

ア 裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。

イ 書面による準備手続を受命裁判官が行う場合には、法第176条の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、同条第4項において準用する第150条の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

3 審尋

電話会議等による審尋の期日における手続に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができる。

4 専門委員制度

法第92条の3を次のように改めるものとする。

裁判所は、法第92条の2各項の規定により専門委員を手続に関与させる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。

(後注) 電話会議等による進行協議の期日における手続については、部会のこれまでの議論も踏まえ、最高裁判所規則において、遠隔地等の要件及び一方当事者出頭要件を廃止するとともに、電話会議等により手続に関与した者につき訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾をすることを可能とする見直しが行われることが想定される。

第7 電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べ

1 電磁的記録に係る証拠調べの申出

電磁的記録に係る証拠調べの申出に関し、次の規律を設けるものとする。

- (1) 電磁的記録であって情報を表すために作成されたものに係る証拠調べの申出は、電磁的記録を提出し、又は電磁的記録の所持者（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者をいう。2において同じ。）にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。
- (2) (1)の規定による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

2 電磁的記録提出命令及び電磁的記録送付の囑託等

電磁的記録提出命令及び電磁的記録送付の囑託等に関し、次の規律を設けるものとする。

- (1) 法第220条から法第228条まで（同条第4項を除く。）及び法第230条の規定は、1の証拠調べについて準用する。
- (2) (1)において準用する法第223条第1項の命令に係る電磁的記録の提出及び(1)において準用する法第226条の囑託に係る電磁的記録の送付は、最高裁判所規則で定めるところにより、その電磁的記録を記録した記録媒体を送付し、若しくは提出し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

3 その他

(注) 最高裁規則において、次のような内容の規律を設けることが考えられる。

証拠となるべきもの（文書・準文書・電磁的記録）の事前の準備としての写しの提出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第8 証人尋問等

1 証人尋問

法第204条を次のように改めるものとする。

(1) 同条第1号を次のように改める。

証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合であって相当と認めるとき。

(2) 同条第3号として、次のような規律を設ける。

相当と認める場合において、当事者に異議がないとき。

(注) ウェブ会議等により証人尋問を行う場合における証人の所在場所については、最高裁判所規則において、これを受訴裁判所又は他の裁判所に限定する規則第123条第1項及び第2項を見直し、裁判所以外の場所に証人を所在させることを認めることとした上で、部会のこれまでの議論も踏まえ、その際の所在場所の要件が定められることが想定される。

2 通訳人

通訳の方法に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。この場合において、当該方法によることにつき困難な事情があるときは、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で音声の送受信により同時に通話をする方法によってすることができる。

3 参考人等の審尋

法第187条に次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって、参考人又は当事者本人（以下「参考人等」という。）を審尋することができる。この場合において、当事者に異議がないときは、裁判所及び

当事者の一方又は双方と参考人等とが音声の送受信により同時に通話をする
ことができる方法によって、参考人等を審尋することができる。【P】

第9 その他の証拠調べ手続

1 鑑定

(1) 法第215条第1項を次のように改めるものとする。

裁判長は、鑑定人に、書面若しくは最高裁判所規則で定めるところにより電
磁的記録を提出する方法により又は口頭で、意見を述べさせることができる。

(2) 法第215条の3を次のように改めるものとする。

裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めると
きは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手
の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって、意見を
述べさせることができる。

2 検証

ウェブ会議等による検証に関する規律として、次のような規律を設けるもの
とする。

裁判所は、相当と認める場合であって、当事者に異議がないときは、最高裁判
所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を
認識しながら通話をする方法によって、検証をすることができる。

3 裁判所外における証拠調べ

ウェブ会議等による裁判所外における証拠調べの期日における手続に関する
規律として、次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定
めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しなが
ら通話をする方法によって、裁判所外における証拠調べの手続を
行うことができる。

第10 訴訟の終了

1 判決

(1) 電子判決書の作成及び判決の言渡し

法第252条を次のように改めるものとする。

判決の言渡しは、電子判決書（電磁的記録によって作成した判決をいう。以
下同じ。）に基づいてする。

(2) 電子判決書等の送達

法第255条を次のように改めるものとする。

ア 電子判決書及び法第254条第2項の電子調書は、当事者に送達しなければならない。

イ アの送達は、次に掲げる方法のいずれかによってする。

(7) 電子判決書又は電子調書の内容を証明した書面の送達

(イ) 第2の1(2)の方法による電子判決書又は電子調書の送達

(3) 判決の更正決定

法第257条に次のような規律を加えるものとする。

同条第1項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。

2 和解

(1) 和解の期日

和解の期日(和解を試みるための期日のことをいう。以下同じ。)について、法第89条に次の規律を加えるものとする。

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、和解の期日における手続を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでアの手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

ウ 法第148条〈裁判長の訴訟指揮権〉、法第150条〈訴訟指揮権に対する異議〉、法第154条〈通訳人の立会い等〉及び法第155条〈弁論能力を欠く者に対する措置〉の規定は、和解の手続について準用する。

エ 受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には、アの規定並びにウにおいて準用する法第148条、法第154条及び第155条の規定による裁判所又は裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(2) 受諾和解

法第264条を次のように改めるものとする。

ア 当事者の一方が出頭することが困難であることが認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官もしくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和

解が調ったものとみなす。

イ 当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から和解が成立すべき日時を定めて提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に和解が調ったものとみなす。

(3) 和解電子調書等の送達

和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した電子調書は、送達しなければならないものとする。この場合においては、前記1(2)イの規定を準用する。

第11 訴訟記録の閲覧等

1 訴訟記録の閲覧等

法第91条第1項から第3項までを、次のとおり改めるものとする。

- (1) 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定める方法による訴訟記録の閲覧を請求することができる。
- (2) 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、(1)の規定による請求をすることができる。法第264条の和解条項案に係る訴訟記録、法第265条第1項の規定による和解条項の定めに係る訴訟記録及び法第267条の和解（口頭弁論の期日において成立したものを除く。）を記録した電子調書についても、同様とする。
- (3) 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定める方法による訴訟記録の謄写、その内容の全部若しくは一部を証明した書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は訴訟に関する事項を証明した書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供を請求することができる。

(注) 電子化後の訴訟記録の閲覧等に関し、最高裁判所規則において、(1)何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求ことができ、(2)当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び自己の端末等を用いた閲覧等を請求ことができ、(3)当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又はダウンロードをすることができるという内容の規律を設けることが考えられる。

2 秘密保護のための閲覧等の制限

法第92条に、次の規律を加えるものとする。

法第92条第1項の決定があったときは、当事者又はその法定代理人、訴訟代理人若しくは補佐人は、正当な理由なく、その訴訟において取得した同項の

秘密を、当該訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は当事者並びにその法定代理人、訴訟代理人及び補佐人以外の者に開示してはならない。

(注) 最高裁規則において、次のような内容の規律を設けることが考えられる。

法第92条第1項の申立てをする当事者は、当該申立てに係る秘密記載部分を除いたものの作成及び提出並びに同項の決定において特定された秘密記載部分を除いたものの作成及び提出をしなければならない。

3 補助参加人の訴訟行為等

補助参加人の記録の閲覧等につき、次の規律を加えるものとする。

補助参加人は、法第91条第2項の公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧、同条第3項の規定による訴訟記録の謄写、その内容の全部若しくは一部を証明した書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は訴訟に関する事項を証明した書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供並びに同条第4項の規定による訴訟記録の謄写を請求することができる。ただし、当事者が法第44条第1項の異議を述べることができるとき又は当事者が同項の異議を述べた場合においてその補助参加を許す旨の裁判が確定していないときは、利害関係を疎明してしなければならない。

第12 再審、手形訴訟

1 再審の事由

法第338条第1項第6号を次のように改めるものとする。

判決の証拠となった文書その他の物件が偽造若しくは変造されたものであったこと又は判決の証拠となった部会資料23の第5の1に規定する電磁的記録が不正に作られたものであったこと。

2 手形訴訟における証拠調べの制限

法第352条第1項を次のように改めるものとする。

手形訴訟においては、証拠調べは、書証及び電磁的記録に係る証拠調べに限りすることができる。

第13 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則

簡易裁判所の訴訟手続に関する特則として、法第2編第8章に次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができ

る方法によって、証人又は当事者本人の尋問をすることができる。

第14 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立ての期限について、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第71条第1項の申立ては、訴訟費用の負担の裁判が確定した日から10年以内にしなければならない。
- 2 法第72条の申立てについて、1の規定を準用する。
- 3 法第73条第1項の申立てについて、1の規定を準用する。この場合において、「訴訟費用の負担の裁判が確定した日から」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする。

第15 書記官事務の見直し

1 担保取消しと書記官権限

法第79条第3項を、次のように改めるものとする。

訴訟の完結後、裁判所書記官が、担保を立てた者の申立てにより、担保権利者に対し、一定の期間内にその権利を行使すべき旨を催告し、担保権利者がその行使をしないときは、担保の取消しについて担保権利者の同意があったものとみなす。

2 電子調書の更正

(1) 和解等に係る電子調書の更正決定

和解等に係る電子調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

ア 和解又は請求の放棄若しくは認諾を記録した電子調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

イ アの更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

ウ アの申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(2) 口頭弁論に係る電子調書の更正

口頭弁論に係る電子調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

ア 口頭弁論に係る電子調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更

正することができる。

イ アの規定による更正の処分は、電子調書を作成しなければならない。

ウ 現行法第71条第3項、第4項及び第7項の規定は、アの規定による更正の処分又はアの申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

第16 被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度【P】

第2部 民事訴訟費用等に関する法律の見直し

第1 手数料の電子納付への一本化

民事訴訟に関する手続の手数料の納付方法について、次のような規律を設けるものとする。

手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて最高裁判所規則で定めるものをもって納めなければならない。ただし、申立てを書面をもってすることができる場合であつて、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼って納めることができる。

第2 郵便費用の手数料への一本化

民事訴訟に関する手続においては、郵便費用の予納の制度を廃止し、別途、郵便費用に相当する所要の金額を、手数料として徴収する規律を設ける。

第3 過納手数料の還付等の書記官権限化

過納手数料の還付等（費用法第9条）並びに証人等の旅費、日当及び宿泊料の支給（費用法第21条から第24条まで）については、裁判所の権限とする現行の規律を改め、裁判所書記官の権限とするものとするとともに、所要の整備を行うものとする。

第3部 その他

その他所要の規定を整備するものとする。